

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

令和2年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生に係る <u>就学</u> に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの	1 知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。） <u>又は高等学校の専攻科</u> に在学する生徒又は学生に係る <u>就学等</u> に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	特別支援学校に在学する児童又は生徒に係る <u>就学</u> に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの	2 知事	特別支援学校に在学する児童又は生徒に係る <u>就学等</u> に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。